

使用料規程

2020年2月27日届出

目 次

第	1	条	(目的)	1
第	2	条	(定義)	1
第	3	条	(利用許諾の区分)	2
第	4	条	(使用料率)	2
第	5	条	(オーディオに関する利用許諾)	3
第	6	条	(ビデオグラムに関する利用許諾)	3
第	7	条	(ゲーム録音に関する利用許諾)	5
第	8	条	(インタラクティブ配信に関する利用許諾)	5
第	9	条	(映画録音に関する利用許諾)1	4
第	10) 条	(広告目的で行う複製に関する利用許諾)1	4
第	11	条	(放送に関する利用許諾)	4
第	12	2 条	(有線放送に関する利用許諾)1	6
第	13	3 条	(出版に関する利用許諾)	8
第	14	4 条	(貸与に関する利用許諾)	O
第	15	5 条	(業務用通信カラオケに関する利用許諾)	1
第	16	3 条	(演奏会における演奏に関する利用許諾)	3
第	17	7 条	(上演形式による演奏に関する利用許諾)	4
第	18	3 条	(演奏会以外の催物における演奏に関する利用許諾)2	5
第	19	9 条	(ダンス教授所における演奏等に関する利用許諾)	0
第	20) 条	(ビデオグラムの上映に関する利用許諾)	:3
第	21	1条	(映画上映に関する利用許諾)	4
第	22	2 条	(BGM に関する利用許諾)4	7
第	23	3 条	(使用料規程が適用できない場合)4	8

第1条(目的)

本規程は、株式会社 NexTone (以下「NexTone」といいます。)が、NexTone の名において、委託者の計算で、利用者との間で締結した、取次による音楽著作権の利用許諾契約について、その使用料を定めることを目的とするものです。

第 2 条 (定義)

本規程において、各用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 「オーディオに関する利用許諾」とは、蓄音機用音盤、録音テープ、コンパクト・ディスク (CD)、その他の記憶媒体など音を固定するもの(なお、オルゴールも含みます。)に著作物を固定し、またはそれらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡することの許諾をいいます。
- (2) 「ビデオグラムに関する利用許諾」とは、ビデオテープ、ビデオディスク(DVD及び Blu-ray Disc を含みますがこれらに限られません。)など音を専ら影像とともに再生することを目的とするものに著作物を固定し、またはそれらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡ないし頒布することの許諾をいいます。
- (3) 「ゲーム録音に関する利用許諾」とは、ゲーム (パチンコ遊技機、パチスロ遊技機 を含みますがこれらに限られません。) に供することを目的として、テレビゲーム 機等の影像を伴う記憶媒体などに著作物を複製し、またはその複製物により譲渡ないし頒布することの許諾をいいます。
- (4) 「映画録音に関する利用許諾」とは、映画館その他の場所において公に上映することを目的として、映画フィルム等の記憶媒体に連続した影像とともに著作物を固定し、またはそれらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡ないし頒布することの許諾をいいます。
- (5) 「広告目的で行う複製に関する利用許諾」とは、広告に利用することを目的として、 著作物を複製し、またはその複製物により譲渡ないし頒布することの許諾をいいま す。
- (6) 「インタラクティブ配信に関する利用許諾」とは、著作物を、放送および有線放送 以外の方法により公衆送信し、これを伝達し、または公衆送信に伴い複製し、その 他公衆送信に伴って著作物を利用することの許諾をいいます。
- (7) 「放送・有線放送に関する利用許諾」とは、放送または有線放送、当該放送用または有線放送用の録音、その他放送または有線放送に伴って著作物を利用することの許諾をいいます。
- (8) 「出版に関する利用許諾」とは、印刷、写真、複写その他の方法により著作物を可視的に複製し、またはそれらの複製物により譲渡することの許諾をいいます。
- (9) 「貸与に関する利用許諾」とは、商業用レコードを公衆に貸与することの許諾をいいます。
- (10)「業務用通信カラオケに関する利用許諾」とは、放送および有線放送以外の公衆送信およびそれに伴う複製により、著作物を、カラオケ施設または社交場等の事業者において歌唱させるため、カラオケ用データベースに固定し、当該事業所に設置さ

れた端末機械等に公衆送信し、および当該端末機械等に固定することの許諾をいいます。

- (11)「演奏会に関する利用許諾」とは、演奏会(コンサート、ライブ、音楽発表会等、音楽の提供を主たる目的とする催物)において演奏することの許諾をいいます。
- (12)「その他の演奏等に関する利用許諾」とは、本項(11)に定める態様以外の態様により著作物を演奏等することの許諾をいいます。

第3条 (利用許諾の区分)

著作物の利用許諾は、次の区分によるものとします。

- (1) オーディオに関する利用許諾
- (2) ビデオグラムに関する利用許諾
- (3) ゲーム録音に関する利用許諾
- (4) 映画録音に関する利用許諾
- (5) 広告目的で行う複製に関する利用許諾
- (6) インタラクティブ配信に関する利用許諾
- (7) 放送・有線放送に関する利用許諾
- (8) 出版に関する利用許諾
- (9) 貸与に関する利用許諾
- (10)業務用通信カラオケに関する利用許諾
- (11) 演奏会における演奏に関する利用許諾
- (12) その他の演奏等に関する利用許諾

第 4 条 (使用料率)

委託者の同意がある場合は、利用許諾契約において、本規程に定める使用料率を下回る料率を定めることができるものとします。

第5条 (オーディオに関する利用許諾)

1. オーディオに関する利用許諾の使用料は、CD、LP レコード、録音テープ、ハードディスク、フラッシュメモリ、CD-ROM 等の録音物(以下「CD 等」といいます。)1 枚(本)著作物1曲(なお、5分以上の著作物については、5分を超えるごとに1曲を加算して、著作物数を計算する。)につき、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とします。

定価の明示がある 市販用の CD 等	 CD 等の定価(消費税別)の6.0%を、そのCD 等に含まれている著作物数で除した額 7.9 円のいずれか多い額
定価の明示がない 市販用の CD 等	7.9 円
その他の CD 等	7.9 円 ※CD 等 50 枚(本)までは、著作物 1 曲につき 400 円と します。

- 2. 第1項の規定にかかわらず、CD 等1枚(本)における全利用曲数(時間管理による みなし著作物数を含まない)の1/4以上が断片利用(再生時間が1分40秒以上で ある著作物1曲あたりの利用時間が1分40秒未満である利用をいいます。)である 場合の、当該断片利用にかかる使用料は、CD 等1枚(本)著作物1曲につき、第1 項の規定における「7.9円」を「4.74円」に読み替えて算出された金額に、消費税相 当額を加算した額とします。なお、断片利用ではない著作物の利用については、第1 項の規定により使用料の額を算出するものとします。
- 3. 第1項及び第2項の規定にかかわらず、商品化利用することを目的とするものの場合(フラッシュメモリを搭載した玩具等を含みますがこれらに限られません。)の使用料の額は、委託者が定めるものとします。

第 6 条 (ビデオグラムに関する利用許諾)

1. ビデオグラムに関する利用許諾の使用料は、ビデオグラム1個につき、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とします。

(1) 音楽のビデオグラム

市販用ビデオグラム	① 当該ビデオグラムの小売価格(消費税別) × 6% × ビデオグラムに占める管理著作物利用割合 ×調整係数 ② 2.5 円に管理著作物の累計利用時間を乗じた額のいずれか多い額
その他のビデオグラム	5 円×管理著作物の累計利用時間 ※ビデオグラム 50 個までは、著作物の利用時間 1 分までごとに 250 円とします。

(2) 劇場用映画のビデオグラム

市販用ビデオグラム	当該ビデオグラムの小売価格(消費税別)×1.75% × 著作物利用比率
その他のビデオグラム	5 円×管理著作物の累計利用時間 ※ビデオグラム 50 個までは、著作物の利用時間 1 分までごとに 250 円とします。

(3) 音楽・劇場用映画以外のビデオグラム

市販用ビデオグラム	① 当該ビデオグラムの小売価格 (消費税別) × 4.5% × ビデオグラムに占める管理著作物利用割合 × 調整係数 ② 1.5 円に管理著作物の累計利用時間を乗じた額 のいずれか多い額
その他のビデオグラム	5 円×管理著作物の累計利用時間 ※ビデオグラム 50 個までは、著作物の利用時間 1 分までごとに 250 円とします。

- 2. 第1項の規定にかかわらず、商品化利用することを目的とするビデオグラム(動画表示機能付き玩具等を含みますがこれらに限られません。)の使用料の額は、委託者が定めるものとします。
- 3. 第1項の規定にかかわらず、上映を目的とするビデオグラム(ただし、結婚式等の ビデオグラムを除きます。)の場合で、使用料を委託者がその都度指定することと しているときの使用料の額は、委託者が定めるものとします。
- 4. 本条に定める「ビデオグラムに関する利用許諾」については、さらに以下の事項を 定めるものとします。
 - (1) 「管理著作物」とは、NexTone がその著作権を管理する著作物をいいます。
 - (2) 「累計利用時間」とは、当該ビデオグラムに収録されている各著作物それぞれの 利用時間の1分未満を切上げた上で累計したもの(分単位)をいいます。
 - (3) 「ビデオグラムに占める管理著作物利用割合」とは、管理著作物の累計利用時間を、 当該ビデオグラムの総収録時間を1分未満で切上げたもの(分単位)により除し て得られる割合をいいます。
 - (4) 「著作物利用比率」とは、ビデオグラムに収録された管理著作物の累計利用時間を、 当該ビデオグラムに収録された全ての音楽著作物の累計利用時間により除して得 られる割合をいいます。
 - (5) 「調整係数」とは、当該ビデオグラムに収録された全ての音楽著作物の再生時間合計(各著作物それぞれの利用時間(秒単位)を合計し、合計時間を1分未満で切上げたもの(分単位)をいいます。)を、全ての音楽著作物の累計利用時間により除して得られる割合をいいます。
 - (6) 「音楽のビデオグラム」とは、ライブビデオ、ビデオクリップ等音楽の鑑賞を主 たる目的とするビデオグラムをいいます。
 - (7) 「劇場用映画のビデオグラム」とは、劇場用映画の著作物を収録したビデオグラムをいいます。

- (8) 「音楽・劇場用映画以外のビデオグラム」とは、テレビドラマ、テレビアニメーション、テレビ映画、オリジナルビデオなど、映画の著作物を収録したビデオグラムをいいます。ただし、「音楽のビデオグラム」及び「劇場用映画のビデオグラム」に該当するものは除きます。
- (9) 「市販用ビデオグラム」とは、家庭内視聴を目的とする個人顧客に販売すること を目的して複製し、頒布するビデオグラムのうち、価格が設定されたものをいい ます。
- (10)「その他のビデオグラム」とは、「市販用ビデオグラム」「レンタル用ビデオグ ラム」「業務用ビデオグラム」以外のビデオグラムをいいます。
- (11) 「結婚式等のビデオグラム」とは、結婚式等で上映するオープニングムービー・ プロフィールムービー・エンディングムービー・余興映像などを収録したビデオ グラム、結婚式等の模様を収録したビデオグラムをいいます。

第 7 条 (ゲーム録音に関する利用許諾)

ゲーム録音に関する利用許諾の使用料の額は、委託者が定めるものとします。

第 8 条 (インタラクティブ配信に関する利用許諾)

8.1. インタラクティブ配信に関する利用許諾の使用料は、次の計算式によって算出した 金額に、消費税相当額を加算した額とします。

8.1.1. 音声配信

映像を伴わず、音声のみをインタラクティブ配信する場合は、次の利用態様ごとに、 その使用料を定めるものとします。また、映像を伴うものであっても、カラオケ映像、 およびミュージックビデオを配信する場合についても、これと同様とします。

8.1.1.1. ダウンロード形式

インタラクティブ配信システムに著作物をアップロードした者が、ダウンロード配信サービスによって、これを購入ないしリクエストした受信者にダウンロード配信する場合の月額使用料は、著作物1曲につき、当該配信につき情報料がある場合には当該著作物の月間の購入回数に、当該配信につき情報料がない場合には当該著作物の月間のリクエスト回数に、それぞれ以下の額を乗じた額とします。

(1) 通常の利用形態の場合

情報料あり	① 1曲1購入当たりの情報料の8%② 8円のいずれか多い額
情報料なし	1曲1リクエスト当たり8円

(2) 着信音再生専用データの場合

情報料あり	① 1曲1購入当たりの情報料の7.5%② 5円のいずれか多い額
情報料なし	1曲1リクエスト当たり5円

8.1.1.2. ストリーム形式

インタラクティブ配信システムに著作物をアップロードした者が、ストリーム配信サービスによって、これをリクエストした受信者にストリーム配信する場合の 月額使用料は、1 サービスあたり、下表のとおりとします。

使用実績 報告の有無	情報料または広告料等収入あり	情報料および広告料等収入なし
あり	月間の情報料および広告料等収入の 3.5% に、著作物利用比率を乗じた額	5,000円に、著作物利用比率を乗じた額
なし	月間の情報料および広告料等収入の 3.5%	

なお、インタラクティブ配信システムにアップロードされる著作物が、音楽の 提供を主たる目的としない著作物である場合、月額使用料は、1 サービスあた り、下表のとおりとします。

使用実績 報告の有無	情報料または広告料等収入あり	情報料および広告料等収入なし
あり	月間の情報料および広告料等収入の2.625% に、著作物利用比率を乗じた額	5,000 円に、著作物利用比率を乗じた額
なし	月間の情報料および広告料等収入の2.625%	

8.1.1.3. リングバックトーン

リングバックトーンの月額使用料については、リングバックトーンとして登録される 著作物の月間の登録設定回数に、下表に定める金額を乗じた額とします。

情報料あり	① 1曲1設定当たりの情報料の5%② 3円のいずれか多い額
情報料なし	1曲1設定当たり3円

8.1.1.4. サブスクリプション形式

音楽についてサブスクリプション形式の配信を行う場合の月額使用料は、1 サービスあたり、以下のとおりとします。

(1) 通常の利用形態の場合

情報料または広告料等の 収入あり	① 月間の情報料および広告料等収入の8%に、著作物利用比率を乗じた額 ② 60円に総加入者数を乗じた額に、著作物利用比率を乗じた額 のいずれか多い額
情報料および広告料等の 収入なし	60 円に総加入者数を乗じた額に、著作物利用比率を乗じた額

ただし、契約促進を目的としてサービスの加入者に対して提供される1か月以内の無料期間については、使用料の評価対象から除外するものとします。また、利用方法に何らかの制限があるサービスについては、8.1.1.4.(1)に定める料率または額の範囲内で、利用者と協議の上、その使用料を決定するものとします。

(2) (1)を超える無料期間 (6 か月以内) や機能を提供するサービス

情報料または広告料等の 収入あり	① 月間の情報料および広告料等収入の 12.5%に、著作物利用比率を乗じた額 ② 95 円に総加入者数を乗じた額に、著作物利用比率を乗じた額 のいずれか多い額
情報料および広告料等の 収入なし	95円に総加入者数を乗じた額に、著作物利用比率を乗じた額

ただし、サービス内容に鑑みて、8.1.1.4.(2)に定める料率または額を適用することが相当でない場合は、当該料率または額の範囲内で、利用者と協議の上、その使用料を決定するものとします。

8.1.2. ゲーム配信

8.1.2.1. 一般ゲーム (特定ゲーム以外のゲーム) の配信

インタラクティブ配信システムに一般ゲームをアップロードした者が、その形式を 問わず、配信サービスによって、これをリクエストした受信者に配信する場合の使 用料の額は、委託者が定めるものとします。

8.1.2.2. 特定ゲーム用音楽データの配信

(1) ダウンロード形式

特定ゲームに用いる音楽データ(以下「特定ゲーム用音楽データ」といいます。)をダウンロード形式で配信する場合の月額使用料は、当該配信につき情報料または広告料等収入がある場合には当該著作物の月間の購入回数に、情報料または広告料等収入がない場合には当該著作物の月間のリクエスト回数に、それぞれ以下の額を乗じた額とします。

情報料または広告料等収入あり	① 1曲 1購入当たりの情報料および広告料等収入の 6.2% ② 6.2 円 のいずれか多い額
情報料および広告料等収入なし	1曲1リクエスト当たり 6.2円

(2) ストリーム形式

特定ゲーム用音楽データをストリーム形式で配信する場合の月額使用料は、1 サービスあたり、下表のとおりとします。

使用実績 報告の有無	情報料または広告料等収入あり	情報料および広告料等収入なし
あり	月間の情報料および広告料等収入の2.625% に、著作物利用比率を乗じた額	5,000円に、著作物利用比率を乗じた額
なし	月間の情報料および広告料等収入の2.625%	_

(3) サブスクリプション形式

特定ゲーム用音楽データをサブスクリプション形式で配信する場合の月額使用料は、著作物1曲1利用者あたり、月間の情報料の0.62%または0.62円のいずれか多い額とします。

8.1.3. コマーシャル配信

広告目的で行う複製に関する利用許諾を得たコマーシャルを再生可能な期間に制限のあるダウンロード形式またはストリーム形式により配信する場合の月額使用料は、1 曲 1CM コンテンツ 1,000 リクエスト回数ごとに 50 円を加算して得た額、または5,000 円のいずれか多い額とします。

なお、同一の CM コンテンツを継続反復して配信する場合は、その使用料を減額することができるものとします。

8.1.4. 歌詞または楽曲の、文字・楽譜等による可視的な配信

歌詞または楽譜(以下「歌詞等」といいます。)等の検索サービス、販売サービスなど、歌詞等を電子的に配信する利用形態についての使用料は、以下のとおりとします。

(1) ダウンロード形式

インタラクティブ配信システムに歌詞等の著作物をアップロードした者が、ダウンロード形式によって、これをリクエストした受信者に配信する場合の月額使用料は、著作物1曲につき、当該配信につき情報料がある場合には当該著作物の月間の購入回数に、当該配信につき情報料がない場合には当該著作物の月間のリクエスト回数に、それぞれ以下の額を乗じた額とします。

情報料あり	① 1曲1購入当たりの情報料の10%② 10円 のいずれか多い額	
情報料なし	1曲1リクエスト当たり 7.5 円	

ただし、インタラクティブ配信システムにアップロードされる著作物が、外国の 著作物である場合の月額使用料は、当該外国の著作物に限り、著作物 1 曲につき、 当該配信につき情報料がある場合には当該著作物の月間の購入回数に、当該配信 につき情報料がない場合には当該著作物の月間のリクエスト回数に、それぞれ以 下の額を乗じた額とします。

情報料あり	① 1曲1購入当たりの情報料の20%② 歌詞、楽曲それぞれ20円のいずれか多い額	
情報料なし	1曲1リクエスト当たり歌詞、楽曲それぞれ20円	

(2) ストリーム形式

インタラクティブ配信システムに歌詞等の著作物をアップロードした者が、データを受信側のプリンターで印刷することができないストリーム形式によって、こ

れをリクエストした受信者にストリーム配信する場合、月額使用料は、1 サービスあたり、以下のとおりとします。

使用実績 報告の有無	情報料または広告料等収入あり	情報料および広告料等収入なし
あり	月間の情報料および広告料等収入の3.5%に、 著作物利用比率を乗じた額	5,000 円に、著作物利用比率を乗じた額
なし	月間の情報料および広告料等収入の 3.5%	

(3) サブスクリプション形式

インタラクティブ配信システムに歌詞等の著作物をアップロードした者が、サブスクリプション形式によって歌詞等の配信を行う場合の月額使用料は、1 サービスあたり、以下のとおりとします。

① 通常の利用形態の場合

情報料または広告料等の 収入あり	① 月間の情報料および広告料等収入の 10%に、著作物利用比率を乗じた額 ② 75円に総加入者数を乗じた額に、著作物利用比率を乗じた額 のいずれか多い額	
情報料および広告料等の 収入なし	75 円に総加入者数を乗じた額に、著作物利用比率を乗じた額	

ただし、契約促進を目的としてサービスの加入者に対して提供される1か月以内の無料期間については、使用料の評価対象から除外するものとします。また、利用方法に何らかの制限があるサービスについては、8.1.4.(3)①に定める料率または額の範囲内で、利用者と協議の上、その使用料を決定するものとします。

② ①を超える無料期間(6か月以内)や機能を提供するサービス

情報料または広告料等の 収入あり	① 月間の情報料および広告料等収入の 12.5%に、著作物利用比率を乗じた額 ② 95円に総加入者数を乗じた額に、著作物利用比率を乗じた額 のいずれか多い額	
情報料および広告料等の 収入なし	95 円に総加入者数を乗じた額に、著作物利用比率を乗じた額	

ただし、サービス内容に鑑みて、8.1.4.(3)②に定める料率または額を適用することが相当でない場合は、当該料率または額の範囲内で、利用者と協議の上、その使用料を決定するものとします。

- 8.2. 本条に定める「インタラクティブ配信に関する利用許諾」については、さらに以下 の事項を定めるものとします。
 - 8.2.1. 「管理著作物」とは、NexTone がその著作権を管理する著作物をいいます。
 - 8.2.2. 「ダウンロード形式」とは、著作物の全てまたは一部を、受信先の記憶装置に複製して利用させる配信の形式をいいます。
 - 8.2.3. 「ストリーム形式」とは、著作物の全てまたは一部を、受信先の記憶装置に複製せずに利用させる配信の形式をいいます。
 - 8.2.4. 「CM コンテンツ」とは、コマーシャルの利用において、分割して受信することが不可能な形式により1リクエスト当たりに送信される単位をいいます。
 - 8.2.5. 「情報料」とは、インタラクティブ配信の利用の対価として、コンテンツ利用料、 会費等いずれの名義をもってするかを問わず、通常受信者が支払わなければなら ない料金(ポイントその他の仮想通貨による支払い等、その料金の支払方法を問 いません。)をいいます。
 - 8.2.6. 「広告料等収入」とは、インタラクティブ配信を行うに当たり情報料以外に得る収入をいい、広告料やスポンサー料等いずれの名義をもってするかを問いません。
 - 8.2.7. 「着信音再生専用データ」とは、携帯電話、PHS 等電話機のための総再生時間が 1曲あたり45秒以内の着信音再生専用データであって、受信した電話機から他の 機器への転送、複製ができないものをいいます。
 - 8.2.8. 「特定ゲーム」とは、多曲利用を前提としたいわゆる音楽ゲームで、ユーザーが プレイするごとに任意に楽曲を選択、差し替えても、ゲームそのものの目的が 変わらないものをいいます。なお、業務用ゲーム機によるゲームを除きます。
 - 8.2.9. 「サブスクリプション形式」とは、ダウンロード形式またはストリーム形式にかかわらず、サービス登録会員を対象とした聴き放題(見放題)サービス、またはそれに準じたサービスにより、サービス登録期間中に限り、コンテンツを受信者に選択させる方法等により利用させる形式をいいます。ただし、ラジオ型配信(一斉送信型)を除きます。
 - 8.2.10. 「サービス」とは、楽曲等の著作物をユーザーに対して提供するウェブサイト、アプリケーション等であって、単独のサービスとして一般に認識される単位をいいます。
 - 8.2.11. 「総加入者数」とは、当該サービスにおいて、その月にサービスを利用できる 状態にある会員の総数をいいます。
 - 8.2.12. 「使用実績記録」とは、管理著作物およびそのリクエスト回数、NexTone が管理する以外の著作物を含む全著作物のリクエスト回数が記録された、当該サービスにおける著作物の総使用実績の記録をいいます。
 - 8.2.13. 「著作物利用比率」とは、著作物の使用実績記録で証される NexTone が管理する著作物のリクエスト回数を、NexTone が管理する以外の著作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割合をいいます。
 - 8.2.14. 「リングバックトーン」とは、発呼者に、回線交換作業が終了し被呼者を呼び 出し中であることを知らせるための呼び出し音であって、受信した電話機への

転送、複製ができず、かつ、総再生時間が1曲当たり45秒以内のものをいいます。

- 8.2.15. 次のいずれかに該当する試聴を、情報料または広告料等収入を得ずに行う場合で、予め届け出があったものについては、当該試聴データの総再生時間が 1 曲当たり 45 秒以内であることを条件に、使用料を免除することができるものとします。
 - (1) レコード等の製作または販売事業者が、当該レコード等の販売促進のために、自らのホームページにおいて当該レコード等に収録された著作物を試聴させる場合
 - (2) 委託者が、自らのホームページにおいて著作物を試聴させる場合
 - (3) 利用者が、受信者に購入させる画面と同一の画面で、当該リクエストの対象となる著作物の試聴のリクエストを行わせる場合

第 9 条 (映画録音に関する利用許諾)

映画録音に関する利用許諾の使用料の額は、委託者が定めるものとします。

第 10 条 (広告目的で行う複製に関する利用許諾)

広告目的で行う複製に関する利用許諾の使用料の額は、委託者が定めるものとします。

第 11 条 (放送に関する利用許諾)

1. 放送に関する利用許諾の使用料は、次項以下に定める年間の包括利用許諾契約における使用料額、または、1曲1回の利用につき、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とします。

(1) 全国放送について

利用時間	使用料額
5 分まで	60,000 円
5 分までを超えるごと	60,000 円

(2) 放送される地域が限定されている放送について

放送される地域の受信世帯数を勘案し、(1)の使用料額を減額することができるものと します。

- 2. 日本放送協会が行う放送について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用 料は、当該年度の前年度における放送事業収入に 1.5%以内で利用者と協議の上定め る率を乗じて得た額とします。
- 3. 地上波放送を行う一般放送事業者が行う放送について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は、当該年度の前年度における放送事業収入に 1.5%以内で利用者と協議の上定める率を乗じて得た額とします。この場合、一般放送事業者をもって構成され、かつ、各構成員の1年間の使用料額を包括的に決定することについて構成員の委任を受けている団体がある場合には、当該団体が定めた各構成員の使用料額の総額が、本項第一文の規定を適用した場合の各構成員の使用料額の合算額と同じ額になる場合に限り、当該団体が定めた額を各構成員が支払うべき 1年間の使用料額とすることができるものとします。ただし、新設局の開局年度の使用料の算出にあたっては、本項第一文の規定は適用しないものとし、当該放送事業者と協議の上、その放送事業収入相当額を算出するものとします。なお、コミュニティ放送局の使用料については、本項第一文の範囲内で、別途当該放送事業者と協議の上定めます。
- 4. 衛星放送を行う一般放送事業者(受託放送事業者を除きます。)が行う放送について、 年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は、当該衛星放送のチャンネルご とに、当該年度の前年度におけるそのチャンネルの放送事業収入に下表①②③の使用 料率以内で利用者と協議の上定める率を乗じて得た額とします。ただし、当該放送事 業者がチャンネルごとの放送事業収入を計上できない場合は、全チャンネルの放送事 業収入に、各チャンネルの該当する区分の使用料率を按分して算出した率を乗じて得 た額とします。また、当該年度の前年度における放送事業収入が1年に満たないとき

は、年間の放送事業収入に換算した額により年額使用料を算定します。いずれの場合においても、算出した額が下表④⑤⑥の使用料額を下回るときは、下表④⑤⑥の使用料額(当該放送事業者が複数の区分のチャンネルを有する場合は、各区分の使用料額を按分して算出した額)を年額使用料とします。また、新設局の開局年度の使用料は、下表④⑤⑥の使用料額を適用して算定するものとし、この場合において放送する期間が1年に満たないときは、放送する月数に応じて下表④⑤⑥の使用料額を減額することができるものとします。

区分	チャンネルの内容	使用料率
1	主として音楽番組	2.25%
2	総合編成	1.5%
3	ニュース・スポーツ等	0.75%

区分	チャンネルの内容	使用料額
	④ 主として音楽番組	5,000,000 円に利用者と協議の上定める
4)		率を乗じて得た額
©	⑤ 総合編成のチャンネル	3,000,000 円に利用者と協議の上定める
(3)		率を乗じて得た額
©	⑥ ニュース・スポーツ等	1,500,000 円に利用者と協議の上定める
0		率を乗じて得た額

- 5. 放送大学学園が行う放送について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は、著作物の利用目的、利用方法等を考慮して同学園と協議の上定めるものとします。
- 6. 第3項の規定を適用する場合で、著作物をコマーシャル音楽として放送する場合(自己の放送のために、自己の手段によって制作したコマーシャルに著作物を利用する場合を除きます。)、当該放送にかかる使用料は第3項の規定により算定された年額使用料に含まれないものとし、その1曲1回あたりの使用料は、広告関係事業者の処理するところにより、以下の使用料額を適用します。なお、一般放送事業者が属すべき類別については、当該放送事業者と協議の上定めるものとします。また、同一のコマーシャルを継続反復して放送する場合は、その使用料を利用者と協議の上減額することができるものとします。

類別	ラジオコマーシャル	テレビコマーシャル
第1類	6,000 円	12,000 円
第2類	4,200 円	8,400 円
第3類	3,600 円	7,200 円
第4類	2,400 円	4,800 円
第5類	1,800 円	3,600 円
第6類	1,500 円	3,000 円

- 7. 第1項の規定を適用する場合で、歌詞を伴う楽曲(本項において「歌曲」といいます。) において、歌曲から歌詞を除いた部分(いわゆるインストゥルメンタル部分)に著作権がない場合またはその著作権がNexTone に管理委託されていない場合は、使用料は1曲の使用料の6/12とします。なお、歌曲において歌詞がNexTone に管理委託されていない場合も同様とします。
- 8. 専ら音楽により編成された放送や新技術の活用による放送など、放送の形態等により、 本条の定めにより難い場合の取り扱いについては、第23条の規定を適用します。

第 12 条 (有線放送に関する利用許諾)

- 1. 有線放送に関する利用許諾の使用料は、次項以下に定める金額に、消費税相当額を加 算した額とします。
- 2. 有線ラジオ放送による有線放送等の使用料は次のとおりとします。

(1) 年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合

年額使用料は、当該有線放送のチャンネルごとに、当該年度の前年度におけるその チャンネルの有線放送事業収入に下表の使用料率を乗じて得た額に、利用者と協議 の上定める率を乗じて得た額の合計額とします。ただし、当該有線放送を行う事業 者がチャンネルごとの有線放送事業収入を計上できない場合は、全チャンネルの有 線放送事業収入に、各チャンネルの該当する区分の使用料率を按分して算出した率 を乗じて得た額に、利用者と協議の上定める率を乗じて得た額とします。

区 分	使用料率
専ら音楽により編成されたチャンネル	3.0 %
主として音楽番組のチャンネル	2.25 %
総合編成のチャンネル	1.5 %
ニュース・スポーツ等のチャンネル	0.75 %

(2) 年間の包括的利用許諾契約によらない場合

著作物の利用方法ごとに 1 曲 1 回の利用につき、それぞれ下表の使用料額を適用します。

1曲1回の有線ラジオ放送につき	使用料額
利用時間 5 分まで	受信契約世帯 1,000 世帯ごと 1,500 円
利用時間 5 分までを超えるごと	受信契約世帯 1,000 世帯ごと 1,500 円

- (3) 有線ラジオ放送については、さらに以下の事項を定めるものとします。
 - ① 年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の年度区分は、4月から翌年3月までとします。
 - ② 受信契約世帯数は、毎年3月末日の受信契約世帯数とします。
 - ③ 「有線放送事業収入」とは、受信料収入、広告放送料等収入、委託放送料収入、番組制作料収入および番組販売収入の合算額から、広告代理店手数料および受信料の収納にかかる直接経費に相当する額を控除した額(消費税を含まないもの)をいいます。
 - ④ 使用料の算定となる年度の前年度において有線放送事業収入を得る期間が1年に満たないときは、年間の有線放送事業収入に換算した額により年額使用料を算定します。
 - ⑤ 有線ラジオ放送等の使用料を算定するに当たり、有線放送事業収入がないなど本規定により難い場合は、利用者と協議の上、本条第2項(1)および(2)の規定の範囲内において定めるものとします。
- 3. 有線テレビジョン放送事業者(以下「CATV事業者」といいます。)が、有線テレビ ジョン放送に著作物を利用する場合の使用料は、次のとおりとします。ただし、当該 年度の前年度における有線放送する期間が1年に満たないときは、有線放送する月数 に応じて使用料額を減額することができるものとします。
 - (1) 年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合
 - ① 有線放送事業収入がある場合の年額使用料

当該年度の前年度における有線放送事業収入に 2%以内で利用者と協議の上定める率を乗じて得た額とします。ただし、算出した額が下記②の額を下回る場合は、下記②の額とします。また、新設局の開局年度の使用料の算出にあたっては、当該 CATV 事業者と協議の上、下記②の範囲内で使用料額を算出するものとします。

② 有線放送事業収入がない場合の年額使用料

次の区分に定める額とします。

受信契約世帯数	使用料額
1,000 世帯まで	30,000 円
3,000 世帯まで	50,000 円
5,000 世帯まで	80,000 円
10,000 世帯まで	100,000 円
10,000 世帯を超える場合	受信契約世帯数に10円を乗じて得た額

(2) 年間の包括的利用許諾契約によらない場合

著作物の利用方法毎に1曲1回の利用につき、それぞれ下記の使用料額を適用します。ただし、歌曲において楽曲に著作権のない場合もしくは NexTone の管理外の場合、または歌詞が NexTone の管理外の場合、それぞれ1曲1回の使用料の6/12の額とします。

1 曲 1 回の CATV 放送につき	使用料額
利用時間 5 分まで	受信契約世帯 1,000 世帯ごと 1,000 円
利用時間 5 分を超えるごと	受信契約世帯 1,000 世帯ごと 1,000 円

第 13 条 (出版に関する利用許諾)

1. 出版に関する利用許諾の使用料は、以下に定める金額に、消費税相当額を加算した額とします。

(1) 書籍

- ① 楽譜集・歌詞集・ピースなど書籍の内容が主として歌詞または楽曲の場合の使用料は、当該書籍の定価(消費税別)の10%に発行部数を乗じて得た額とします。ただし、書籍に利用される著作物の一部がNexToneの管理外の場合の使用料は、著作物の総数に対するNexToneの管理する著作物の数との比率を前記使用料に乗じて得た額とします。なお、書籍に定価がない場合の使用料は、本項(3)の規定によるものとします。
- ② ①以外の書籍の場合の使用料は、その発行部数により1曲につき歌詞、楽曲それ ぞれ下表のとおりとします。

500 部まで	1,000 部まで	1,500 部まで	2,000 部まで	2,500 部まで	5,000 部まで
1,000 円	1,100 円	1,200 円	1,300 円	1,400 円	2,600 円
10,000 部まで	50,000 部まで	100,000部まで	300,000 部まで	500,000部まで	500,000 部を 超える場合
4,500 円	6,700 円	9,000 円	13,000 円	13,500 円	14,000 円

(2) 雑誌、新聞

雑誌、新聞の場合の使用料は、その発行部数により1曲につき歌詞、楽曲それぞれ下表のとおりとします。

2,500 部まで	5,000 部まで	10,000 部まで	50,000 部まで	100,000 部まで
5,000 円	5,100 円	5,500 円	11,000 円	15,000 円
300,000 部まで	500,000 部まで	1,000,000 部まで	3,000,000 部まで	5,000,000 部まで
18,000 円	27,000 円	37,000 円	55,000 円	56,000 円
5,000,000 部を				
超える場合				
58,000 円				

(3) その他の出版物等

本項(1)(2)以外の出版物の使用料は、その発行部数または製作部数により 1 曲につき 歌詞、楽曲それぞれ下表のとおりとします。

100 部まで	500 部まで	1,000 部まで	1,500 部まで	2,000 部まで	2,500 部まで
1,500 円	1,600 円	1,700 円	1,800 円	1,900 円	2,000 円
5,000 部まで	10,000 部まで	50,000 部まで	100,000 部まで	300,000 部まで	500,000 部まで
3,900 円	7,000 円	10,500 円	13,000 円	20,000 円	21,000 円
500,000 部を 超える場合					
21,500 円					

- 2. 前項(1)①ただし書きの規定にかかわらず、ある著作物の占めるページ数が他の著作物の占めるページ数と著しく異なるなど特別の事情がある場合は、利用される著作物の占めるページ数に対する NexTone の管理する著作物の占めるページ数との比率により算出することができるものとします。
- 3. 学術専門書・誌で発行部数が少数のものに著作物を利用する場合は、本規定により算出した金額から20%を限度として減額することができるものとします。
- 4. 第1項の規定にかかわらず、商品化利用することを目的とするものの場合(ポストカード、ポスター、フライヤー、パネル、湯飲み茶碗、歌碑、手拭い、Tシャツなどを含みますがこれらに限られません。)の使用料の額は、委託者が定めるものとします。
- 5. 外国の著作物の利用について、使用料を委託者がその都度指定することとしていると きは、本条の規定にかかわらず、その額とします。

第 14 条 (貸与に関する利用許諾)

- 1. 商業用レコード(以下レコード)の公衆への貸与に関する利用許諾の使用料は、以下に 定める金額に、消費税相当額を加算した額とします。
- 2. レコードを公衆に貸与することを業とする者が年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合
 - (1) 一施設あたりの月額使用料は、レコードの貸与による月間営業収入の8%の額に著作物利用比率を乗じて得た額とします。
 - (2) 貸与による営業収入がない、または営業収入の報告ができない場合の一施設あたりの月額使用料は、月間貸与回数に 36 円を乗じて得た額に著作物利用比率を乗じて得た額とします。
- 3. 第2項によらない場合
 - (1) レコード1枚1回あたりの使用料は36円とします。
 - (2) 著作物1曲1回あたりの使用料は5円とします。
- 4. 著作物利用比率とは、そのレコードに含まれている、NexTone 管理以外の著作物を含む全著作物数に対する NexTone の管理する著作物の数との比率をいいます。
- 5. 貸与については、さらに以下の事項を定めるものとします。
 - (1) 「営業収入」とは、レコードの貸与により得た収入の総額(消費税別。いずれの名義をもってするかを問いません。)をいいます。
 - (2) 「月間貸与回数」とは、月の初日から末日までの間において貸与されたレコードの 合計枚数をいいます。
 - (3) 貸与するレコードを客の自宅等に配送するサービスで、年間の包括的利用許諾契約を締結するときは、当分の間、第2項(2)の規定を適用します。
 - (4) 利用の態様に鑑み本規定により難い場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本規定の定める使用料額の範囲内で決定します。

第 15 条 (業務用通信カラオケに関する利用許諾)

1. 業務用通信カラオケに関する利用許諾の使用料は、次の(1)および(2)によりそれぞれ 算出した金額を合算して得た金額に、消費税相当額を加算した額とします。本条にお いて、使用料には複製(ただし、映像とともに複製される場合を除きます。)および 公衆送信に係るものを含むものとします。

(1) 基本使用料

① 基本使用料に関する包括的利用許諾契約を結ぶ場合

業務用通信カラオケ事業者が設定しているアクセスコード数(業務用通信カラオケにおいてそのリクエストのために1データごとに付与しているコードの総数をいい、使用料の算出にあたっては当該コード数に97%を乗じた数をいいます。)によって1か月ごとに定めるものとし、その月額使用料は、下表より算出する額に利用者と協議の上定める率を乗じて得た額とします。

アクセスコード数	月額使用料
500 コードまで	50,000 円
1,000 コードまで	100,000 円
2,000 コードまで	200,000 円
3,000 コードまで	300,000 円
4,000 コードまで	400,000 円
5,000 コードまで	600,000 円
6,000 コードまで	800,000 円
7,000 コードまで	1,000,000 円
8,000 コードまで	1,200,000 円
9,000 コードまで	1,400,000 円
10,000 コードまで	1,600,000 円
12,000 コードまで	1,800,000 円
14,000 コードまで	2,000,000 円
16,000 コードまで	2,200,000 円
18,000 コードまで	2,400,000 円
20,000 コードまで	2,600,000 円
20,000 コードを超える場合 2,000 コードまでを増すごとに加算する額	200,000 円

② ①によらない場合

カラオケ施設、社交場等の事業者が利用できる状態におかれている著作物の数に よって1か月ごとに定めるものとし、その月額使用料は、著作物1曲につき200円 とします。

(2) 利用単位使用料

① 利用単位使用料に関する包括的利用許諾契約を結ぶ場合

サーバ、端末機械等(以下名称を問わず「受信装置」といいます。)1台につき1か月ごとに定めるものとし、その月額使用料は、情報料を課すべき受信装置1台あたりの月間の情報料の10%の額または950円のいずれか多い額(情報料の14%の額が950円を下回る場合は、その額または650円のいずれか多い額)に利用者と協議の上定める率を乗じて得た額とします。

② ①によらない場合

業務用通信カラオケ事業者が、カラオケ施設、社交場等の事業所に設置された受信装置へのアクセスコードの入力に応じ、演奏に供する著作物を1曲1回提供する(公衆送信であるか複製物によるかを問いません)ごとに定めるものとし、その使用料は、著作物1曲につき3円とします。

- 2. 第1項に基づき算出された、月額基本使用料と月間の利用単位使用料の総額の合算額 が 50,000 円を下回るときは、50,000 円を当該月の使用料とします。
- 3. 第1項(2)①の規定の「情報料」とは、業務用通信カラオケを利用するにあたり受信先において通常支払うことが必要とされる受信等に伴う対価(消費税別。いずれの名義をもってするかを問いません。)をいいます。
- 4. 情報料が不明の場合は、業務用通信カラオケ事業者が得る受信装置 1 台当たりの情報料収入(いずれの名義をもってするかを問いません。)に 170%を乗じた額を情報料とすることができるものとします。
- 5. 著作物の利用形態など特別の事情により本料率により難い場合の使用料は、本料率の 範囲内で、利用者と協議のうえ定めることができるものとします。

第 16 条 (演奏会における演奏に関する利用許諾)

- 1. 演奏会(コンサート、音楽発表会等、音楽の提供を主たる目的とする催物をいいます。 以下同じ。)における演奏に関する利用許諾の使用料は、次により算出した金額に、消 費税相当額を加算した額とします。
 - (1) 公演1回ごとの使用料は、次のとおりとします。
 - ① 入場料がある場合の使用料は、以下算式により算出された使用料のうち、いずれか多い額とします。

項番	算式
1	総入場料算定基準額の5%の額に著作物利用比率を乗じて得た額
2	定員数に5円を乗じて得た額に著作物利用比率を乗じて得た額
3	2,500 円

② 入場料がない場合の使用料は、以下算式により算出された使用料のうち、いずれか多い額とします。なお、公演時間が2時間を超える場合の使用料は、30分までを超えるごとに、公演時間が「2時間まで」の場合の金額に、その25%の額を加算した額とします。

項番	公演時間が2時間までの場合の算式
1	定員数に4円を乗じて得た額に著作物利用比率を乗じて得た額
2	2,000 円

- (2) 本項(1)によらない場合の使用料は、1曲1回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとします。
 - ① 利用時間が5分までの使用料は、次のとおりとします。
 - (ア) 入場料がある場合の使用料

総入場料算定基準額の 0.5%の額または(イ)に定める額のいずれか多い額とします。

(イ) 入場料がない場合の使用料

下表のとおりとします。なお、定員が 1,000 名を超える場合の使用料は、500 名までを超えるごとに、定員が「1,000 名まで」の場合の金額に、200 円を加算した額とします。

定員	月額使用料
100 名まで	250 円
500 名まで	300 円
1,000 名まで	400 円

- ② 利用時間が5分を超える場合の使用料は、5分までを超えるごとに、利用時間が 「5分まで」の場合の金額に、その同額を加算した額とします。
- 2. 「著作物利用比率」とは、使用される著作物の総数に対する NexTone の管理する著作物の数との比率をいいます。
- 3. 利用者から、当該演奏における全使用著作物数および NexTone が管理する著作物の報告がされないまたは提出内容が不十分等、全体における NexTone が管理する著作物の比率が明確に算出できない場合は、当該比率については NexTone が合理的に定める率とします。

第 17 条 (上演形式による演奏に関する利用許諾)

- 1. オペラ、ミュージカル、バレエなど演劇的音楽著作物等の上演形式による演奏に関する利用許諾の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とします。
 - (1) 公演1回ごとの使用料は、次のとおりとします。
 - ① 入場料がある場合の使用料以下算式により算出された使用料のうち、いずれか多い額とします。

項番	算 式
1	総入場料算定基準額の5%の額に著作物利用比率を乗じて得た額
2	定員数に5円を乗じて得た額に著作物利用比率を乗じて得た額
3	2,500 円

② 入場料がない場合の使用料

以下算式により算出された使用料のうち、いずれか多い額とします。なお、公演時間が2時間を超える場合の使用料は、30分までを超えるごとに、公演時間が「2時間まで」の場合の金額に、その25%の額を加算した額とします。

項番	公演時間が2時間までの場合の算式
1	定員数に4円を乗じて得た額に著作物利用比率を乗じて得た額
2	2,000 円

- (2) 本項(1)によらない場合の使用料は、1 曲 1 回ごとに定めるものとし、その使用料は 次のとおりとします。
 - ① 利用時間が5分までの使用料は、次のとおりとします。
 - (ア) 入場料がある場合の使用料は、総入場料算定基準額の 0.5%の額または(イ) に定める額のいずれか多い額とします。
 - (イ) 入場料がない場合の使用料は、下表のとおりとします。なお、定員が1,000 名を超える場合の使用料は、500名までを超えるごとに、定員が「1,000名 まで」の場合の金額に、200円を加算した額とします。

定員	月額使用料
100 名まで	250 円
500 名まで	300 円
1,000 名まで	400 円

- ② 利用時間が5分を超える場合の使用料は、5分までを超えるごとに、利用時間が 「5分まで」の場合の金額に、その同額を加算した額とします。
- 2. 「著作物利用比率」とは、使用される著作物の総数に対する NexTone の管理する著作物の数との比率をいいます。
- 3. 利用者から、当該演奏における全使用著作物数および NexTone が管理する著作物の報告がされないまたは提出内容が不十分等、全体における NexTone が管理する著作物の比率が明確に算出できない場合は、当該比率については NexTone が合理的に定める率とします。

第 18 条 (演奏会以外の催物における演奏に関する利用許諾)

- 1. 演奏会以外の催物における演奏に関する利用許諾の使用料は、次により算出された金額に、消費税相当額を加算した額とします。
 - (1) レビューショー、アイススケートショー、舞踊発表会等、音楽が重要な要素となる 催物における演奏の場合
 - ① 催物の公演1回ごとの使用料は、次のとおりとします。
 - (ア) 入場料がある場合の使用料 以下算式により算出された使用料のうち、いずれか多い額とします。

項番	算 式
1	総入場料算定基準額の4%の額に著作物利用比率を乗じて得た額
2	定員数に4円を乗じて得た額に著作物利用比率を乗じて得た額
3	2,000 円

(イ) 入場料がない場合の使用料

以下算式により算出された使用料のうち、いずれか多い額とします。なお、公演時間が2時間を超える場合の使用料は、30分までを超えるごとに、公演時間が「2時間まで」の場合の金額に、その25%の額を加算した額とします。

項番	公演時間が2時間までの場合の算式
1	定員数に 3.2 円を乗じて得た額に著作物利用比率を乗じて得た額
2	1,600 円

- ② 本項(1)①によらない場合の使用料は、1曲1回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとします。
 - (ア) 利用時間が5分までの使用料
 - (a) 入場料がある場合の使用料

総入場料算定基準額の 0.4%の額または(b)に定める額のいずれか多い額とします。

(b) 入場料がない場合の使用料

下表のとおりとします。なお、定員が 1,000 名を超える場合の使用料は、500 名までを超えるごとに、定員が「1,000 名まで」の場合の金額に、160 円を加算した額とします。

定員	月額使用料
100 名まで	200 円
500名まで	240 円
1,000 名まで	320 円

(イ) 利用時間が5分を超える場合の使用料

5分までを超えるごとに、利用時間が「5分まで」の場合の金額に、その同額を 加算した額とします。

- (2) 体操競技、フィギュアスケート、ダンス競技会等、演技に伴って音楽を用いる競技 における演奏の場合
 - ① 催物の公演1回の使用料は、次のとおりとします。
 - (ア) 公演時間が1時間以上2時間までの場合の使用料は、下表の額に著作物利用比率を乗じて得た額とします。

定員入場料	500 名 まで	1,000名 まで	1,500名 まで	2,000名 まで	2,500名 まで	3,000名 まで	4,000名 まで	5,000名 まで	10,000名 まで	10,000名を 超える場合
無料	5,000円	7,000円	9,000円	11,000円	13,000円	15,000円	17,000円	19,000円	21,000円	5,000名までを超える ごとに、定員が10,000
500円まで	12,000円	16,000円	20,000円	24,000円	28,000円	32,000円	36,000円	40,000円	44,000円	名までの場合の金額 に、入場や油料の場
1,000円まで	16,000円	20,000円	24,000円	28,000円	32,000円	36,000円	40,000円	44,000円	48,000円	合は2,000円を、有料 の場合は4,000円を、 それぞけ加算します。
1,000円を 超える場合	500 円ま ます。	でを超える	5ごとに、	入場料が	1,000円 3	まで」の場	合の金額に	= , 4,000 F	月を加算し	

- (イ) 公演時間が2時間を超える場合の使用料は、30分までを超えるごとに、公演時間が「1時間以上2時間まで」の場合の金額に、その25%の額を加算した額とします。
- (ウ) 公演時間が1時間に満たない場合の使用料は、公演時間が「1時間以上2時間まで」の場合の金額の50%の額とします。
- ② ①によらない場合の使用料は、著作物1曲1回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとします。
 - (ア) 利用時間が5分までの場合の使用料は、下表の額とします。

定員入場料	500 名 まで	1,000名 まで	1,500名 まで	2,000名 まで	2,500名 まで	3,000名 まで	4,000名 まで	5,000名 まで	10,000名 まで	10,000名を 超える場合
無料	250円	350円	450円	550円	650円	750円	850円	950円	1,050円	5,000名までを超えるごとに、定員が
500円まで	600円	800円	1,000円	1,200円	1,400円	1,600円	1,800円	2,000円	2,200円	「10,000名まで」の 場合の金額こ、入場計 が無料の場合は100
1,000円まで	800円	1,000円	1,200円	1,400円	1,600円	1,800円	2,000円	2,200円	2,400円	円を、有料の場合は 200円を、それぞれ加 算します。
1,000円を 超える場合	500 円ま	でを超える	るごとに、	入場料が 1	,000 円ま	での場合の	金額に、2	200 円を加	算します。	

(イ) 利用時間が5分を超え10分までの場合の使用料は、利用時間が「5分まで」の場合の金額の2倍の額とします。 利用時間が10分を超える場合の使用料は、10分までを超えるごとに、利用時間が「5分を超え10分まで」の場合の金額に、その同額を加算した額とします。

(3) ファッションショー等の催物における演奏の場合

- ① 催物の公演1回の使用料は、次のとおりとします。
 - (ア) 公演時間が1時間以上2時間までの場合の使用料は、下表の額に著作物利用比率を乗じて得た額とします。

定員入場料	500 名 まで	1,000名 まで	1,500名 まで	2,000名 まで	2,500 名 まで	3,000名 まで	4,000 名 まで	5,000名 まで	10,000名 まで	10,000名を 超える場合
無料	5,000円	7,000円	9,000円	11,000円	13,000円	15,000円	17,000円	19,000円	21,000円	5,000名までを超え るごとに、定員が
500円まで	12,000円	16,000円	20,000円	24,000円	28,000円	32,000円	36,000円	40,000円	44,000円	「10,000名まで」の 場合の金額こ入場料 が無料の場合は
1,000円まで	16,000円	20,000円	24,000円	28,000円	32,000円	36,000円	40,000円	44,000円	48,000円	2,000円を、有料の場合は4,000円を、それでい算します。
1,000円を 超える場合	500 円ま します。	でを超える	るごとに、	入場料が	「1,000 円 る	まで」の場	合の金額に	۲、4,000	円を加算	

- (イ) 公演時間が2時間を超える場合の使用料は、30分までを超えるごとに、公演時間が「1時間以上2時間まで」の場合の金額に、その25%の額を加算した額とします。
- (ウ) 公演時間が1時間に満たない場合の使用料は、公演時間が「1時間以上2時間まで」の場合の金額の50%額とします。
- ② ①によらない場合の使用料は、著作物1曲1回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとします。
 - (ア) 利用時間が5分までの場合の使用料は、下表の額とします。

定員入場料	500 名 まで	1,000名 まで	1,500名 まで	2,000名 まで	2,500 名 まで	3,000名 まで	4,000名 まで	5,000名 まで	10,000名 まで	10,000名を 超える場合
無料	250円	350円	450円	550円	650円	750円	850円	950円	1,050円	5,000名までを超える ごとに、定員が 「10,000名まで」の
500円まで	600円	800円	1,000円	1,200円	1,400円	1,600円	1,800円	2,000円	2,200円	場合の金額こ 入場料が無料の場合は100
1,000円まで	800円	1,000円	1,200円	1,400円	1,600円	1,800円	2,000円	2,200 円	2,400円	円を、有料の場合は 200 円を、それぞれ加 算します。
1,000円を		でを超える	るごとに、	入場料が	「1,000 円 3	まで」の場	合の金額に	こ、200円	を加算し	
超える場合	ます。									

(イ) 利用時間が5分を超え10分までの場合の使用料は、利用時間が「5分まで」の場合の金額の2倍の額とします。 利用時間が10分を超える場合の使用料は、10分までを超えるごとに、利用時間が「5分を超え10分まで」の場合の金額に、その同額を加算した額とします。

(4) 演劇、漫才、奇術、演芸その他の芸能の催物における演奏の場合

- ① 催物の公演1回の使用料は、次のとおりとします。
 - (ア) 公演時間が1時間以上2時間までの場合の使用料は、下表の額に著作物利用比率を乗じて得た額とします。

定員入場料	200 名 まで	500 名 まで	1,000名 まで	1,500名 まで	2,000名 まで	2,500名 まで	3,000名 まで	4,000 名 まで	5,000名 まで	5,000名 を超える 場合		
無料	1,200円	1,800円	2,400円	3,000円	3,600円	4,200円	4,800円	5,400円	6,000円	6,600円		
500円まで	4,200円	5,400円	6,600円	7,800 円	9,000円	10,200円	11,400円	12,600円	13,800円	15,000円		
1,000円まで	5,400円	6,600円	7,800 円	9,000円	10,200円	11,400円	12,600円	13,800円	15,000円	16,200円		
1,000円を 超える場合	500 円ま	0円までを超えるごとに、入場料が「1,000円まで」の場合の金額に、1,200円を加算します。										

- (イ) 公演時間が2時間を超える場合の使用料は、30分までを超えるごとに、公演時間が「1時間以上2時間まで」の場合の金額に、その25%の額を加算した額とします。
- (ウ) 公演時間が1時間に満たない場合の使用料は、公演時間が「1時間以上2時間まで」の場合の金額の50%の額とします。
- ② ①によらない場合の使用料は、著作物1曲1回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとします。
 - (ア) 利用時間が5分までの場合の使用料は、下表の額とします。

定員入場料	200 名 まで	500 名 まで	1,000名 まで	1,500名 まで	2,000名 まで	2,500名 まで	3,000名 まで	4,000名 まで	5,000名 まで	5,000名 を超える 場合	
無料	100円	150円	200円	250円	300円	350円	400円	450円	500円	550円	
500円まで	350円	450円	550円	650円	750円	850円	950円	1,050 円	1,150円	1,250円	
1,000円まで	450円	550円	650円	750円	850円	950円	1,050 円	1,150円	1,250円	1,350円	
1,000円を 超える場合	500 円ま	00円までを超えるごとに、入場料が「1,000円まで」の場合の金額に、100円を加算します。									

(イ) 利用時間が5分を超え10分までの場合の使用料は、利用時間が「5分まで」 の場合の金額の2倍の額とします。

利用時間が 10 分を超える場合の使用料は、10 分までを超えるごとに、利用時間が 10 分を超え 10 分まで」の場合の金額に、その同額を加算した額とします。

- (5) 楽器店、レコード店、百貨店、スーパーマーケット等での宣伝のための催物におけ る演奏の場合
 - ① 演奏場所1か所の使用料は、次のとおりとします。
 - (ア) 入場料等がない場合
 - (a) 1か月の使用料は、下表の額に著作物利用比率を乗じて得た額とします。

1か月の	30 時間	45 時間	60 時間	75 時間	90 時間	105 時間	120 時間	135 時間	150 時間	150時間を
延演奏時間	まで	まで	まで	超える場合						
使用料額	27,000円	41,000円	54,000円	68,000円	81,000円	95,000円	108,000円	122,000円	135,000円	

(b) 1日の使用料は、下表の額に著作物利用比率を乗じて得た額とします。

	1日の	1時間	1時間30	2時間	2時間30	3時間	3時間30	4時間	4時間30	5時間	5時間を超
	延寅奏時間	まで	分まで	まで	分まで	まで	分まで	まで	分まで	まで	える場合
Ī	使用料額	1,100円	1,700円	2,200円	2,800円	3,300円	3,900円	4,400円	5,000円	5,500円	6,600円

(イ) 入場料等がある場合

催物の内容により、第 16 条 (演奏会における演奏に関する利用許諾) または第 18 条 (演奏会以外の催物における演奏に関する利用許諾) の他の規定を適用し、 算定するものとします。

- ② ①によらない場合の使用料は、著作物1曲1回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとします。
 - (ア) 入場料等がない場合
 - (a) 利用時間が5分までの場合の使用料は、150円とします。
 - (b) 利用時間が 5 分を超え 10 分までの場合の使用料は、300 円とします。また、利用時間が、10 分を超える場合の使用料は、10 分までを超えるごとに、利用時間が「5 分を超え 10 分まで」の場合の金額に、300 円を加算した額とします。

(イ) 入場料等がある場合

催物の内容により、第 16 条(演奏会における演奏に関する利用許諾)または第 18 条(演奏会以外の催物における演奏に関する利用許諾)の他の規定を適用し、 算定するものとします。

- (6) 博覧会、展示会、動物園、遊園地その他これらに準ずる施設での催物における演奏の場合
 - ① 演奏場所1か所またはパレード1編成の使用料は、次のとおりとします。
 - (ア) 演奏場所への入場料等がない場合における、1 か月および 1 日の使用料は、下表の額に著作物利用比率を乗じて得た額とします。

施設への入場料	1か月の使用料額	1日の使用料額
無料	12,000 円	900 円
1,000 円まで	40,000 円	3,000 円
2,000 円まで	60,000 円	4,500 円
3,000 円まで	80,000 円	6,000 円
3,000 円を超える場合	100,000 円	7,500 円

(イ) 演奏場所への入場料等がある場合

催物の内容により、第 16 条 (演奏会における演奏に関する利用許諾) または第 18 条 (演奏会以外の催物における演奏に関する利用許諾) の他の規定を適用し、算定するものとします。

- ② 本項(6)①によらない場合の使用料は、著作物1曲1回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとします。
 - (ア) 演奏場所への入場料等がない場合
 - (a) 利用時間 5 分までの場合の使用料は、下表のとおりとします。

施設への入場料	使用料額
無料	120 円
1,000 円まで	400 円
2,000 円まで	600 円
3,000 円まで	800 円
3,000 円を超える場合	1,000 円

- (b) 利用時間が 5 分を超え 10 分までの場合の使用料は、利用時間が「5 分まで」の場合の金額の 2 倍の額とします。また、利用時間が 10 分を超える場合の使用料は、10 分までを超えるごとに、利用時間が「5 分を超え 10 分まで」の場合の金額に、その同額を加算した額とします。
- (イ) 演奏場所への入場料等がある場合

催物の内容により、第 16 条 (演奏会における演奏に関する利用許諾) または第 18 条 (演奏会以外の催物における演奏に関する利用許諾) の他の規定を適用し、 算定するものとします。

- (7) 野球、サッカー、バスケットボール、アメリカンフットボール、テニス、競馬等各種のスポーツの催物における演奏の場合
 - ① 催物1日1回の使用料は、下表の額に著作物利用比率を乗じて得た額とします。

定員入場料	1,000名 まで	3,000名 まで	5,000名 まで	10,000名 まで	30,000名 まで	50,000名 まで	50,000名 を超える場合
無料	900 円	1,350 円	1,800 円	2,250 円	2,700 円	3,150 円	3,600 円
1,000円まで	3,000 円	4,500 円	6,000 円	7,500 円	9,000 円	10,500 円	13,500 円
3,000円まで	4,500 円	6,000 円	7,500 円	9,000 円	10,500 円	12,000 円	15,000 円
3,000 円を 超える場合	6,000 円	7,500 円	9,000 円	10,500 円	12,000 円	13,500 円	16,500 円

- ② ①によらない場合の使用料は、著作物1曲1回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとします。
 - (ア) 利用時間が5分までの場合の使用料は、下表のとおりとします。

定員入場料	1,000名 まで	3,000名 まで	5,000名 まで	10,000名 まで	30,000 名 まで	50,000 名 まで	50,000名 を超える場合
無料	120 円	180 円	240 円	300 円	360 円	420 円	480 円
1,000円まで	400 円	600 円	800 円	1,000 円	1,200 円	1,400 円	1,800 円
3,000円まで	600 円	800 円	1,000 円	1,200 円	1,400 円	1,600 円	2,000 円
3,000 円を 超える場合	800 円	1,000 円	1,200 円	1,400 円	1,600 円	1,800 円	2,200 円

- (イ) 利用時間が5分を超え10分までの場合の使用料は、利用時間が「5分まで」の場合の金額の2倍の額とします。また、利用時間が10分を超える場合の使用料は、10分までを超えるごとに、利用時間が「5分を超え10分まで」の場合の金額に、その同額を加算した額とします。
- (8) 航空機、船舶、鉄道、バス等各種の交通機関における演奏の場合

本条第1項(2)の規定の範囲内において、利用状況等を参酌して使用料を決定します。

- (9) ディナーショーなどホテルの宴会場等の施設において、飲食を伴い、演劇、演芸、 舞踊、歌謡ショーその他の芸能を客に見せ、または聞かせることを主たる目的とす る催物における演奏の場合
 - ① 催物1日1回(公演1回)あたりの使用料は、下表の額に著作物利用比率を乗じて得た額とします。

座席数 標準 単位料金	100席 まで	200席 まで	300席 まで	400席 まで	500 席 まで	750席 まで	1,000席 まで	1,500 席 まで	2,000 席 まで	2,000 席を 超える場合		
5,000円まで	9,000円	14,000円	18,000円	23,000円	27,000円	36,000円	45,000円	63,000円	81,000円	99,000円		
10,000円まで	11,000円	17,000円	22,000円	28,000円	33,000円	44,000円	54,000円	76,000円	98,000円	119,000円		
15,000 円まで	13,000円	20,000円	26,000円	33,000円	38,000円	51,000円	63,000円	89,000円	114,000円	139,000円		
20,000 円まで	15,000円	23,000円	29,000円	37,000円	44,000円	58,000円	72,000円	101,000円	130,000円	159,000円		
20,000 円を 超える場合	-	5,000 円までを増すごとに、「20,000 円まで」の場合の使用料に、「5,000 円まで」の場合の使用料の 20% の額を加算します。										

- ② ①によらない場合の使用料は、著作物1曲1回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとします。
 - (ア) 利用時間が5分までの場合の使用料は、下表のとおりとします。

座席数標準 単郊 金	100席 まで	200 席 まで	300席 まで	400 席 まで	500 席 まで	750席 まで	1,000席 まで	1,500席 まで	2,000席 まで	2,000席を 超える場 合
5,000円まで	630円	950円	1,260円	1,580円	1,890円	2,520円	3,150円	4,410円	5,670円	6,930円
10,000 円まで	760円	1,140円	1,520円	1,900円	2,270円	3,030円	3,780円	5,300円	6,810円	8,320円
15,000 円まで	890円	1,330円	1,770円	2,220円	2,650円	3,530円	4,410円	6,180円	7,940円	9,710円
20,000 円まで	1,010円	1,520円	2,020円	2,530円	3,030円	4,040円	5,040 円	7,060 円	9,080円	11,090円
20,000 円を 超える場合 5,000 円まで を増すごとに 加算する額	130円	190円	260円	320円	380円	510円	630円	890円	1,140円	1,390円

(イ) (ア)にかかわらず、レコード演奏が行われる場合、利用時間 5 分までの使用料は、下表のとおりとします。

座牒 標準 単述途	文 100席 まで	200 席 まで	300席 まで	400席 まで	500席 まで	750席 まで	1,000席 まで	1,500席 まで	2,000席 まで	2,000 席を 超える場 合
5,000 円まで	260円	390円	520円	650円	780円	1,040円	1,300円	1,820円	2,340円	2,860円
10,000円まで	320円	470円	630円	780円	940円	1,250円	1,560円	2,190円	2,810円	3,440円
15,000 円まて	③ 370円	550円	730円	910円	1,100円	1,460円	1,820円	2,550円	3,280円	4,010円
20,000 円まで	至 420円	630円	840円	1,040円	1,250円	1,670円	2,080円	2,920円	3,750円	4,580円
20,000 円を 超える場合 5,000 円まで を増すごとに 加算する額	60円	80円	110円	130円	160円	210円	260円	370円	470円	580円

(ウ)利用時間が5分を超え10分までの場合の使用料は、利用時間が「5分まで」の場合の金額の2倍の額とします。また、利用時間が10分を超える場合の使用料は、10分までを超えるごとに、利用時間が「5分を超え10分まで」の場合の金額に、その同額を加算した額とします。

(10) ダンスパーティなどダンスをさせることを主たる目的とする催物における演奏の 場合

① 催物1日1回あたりの使用料は、下表の額に著作物利用比率を乗じて得た額とします。

面積標準 単端金	60 ㎡ まで	120 ㎡ まで	180 ㎡ まで	240 ㎡ まで	300 ㎡ まで	450 ㎡ まで	600 ㎡ まで	750 ㎡ まで	900 ㎡ まで	900 m ² を超え る場合
1,000 円まで	5,400円	8,100円	10,800円	13,500円	16,200円	21,600円	27,000円	32,400円	37,800円	54,000円
2,000 円まで	6,500円	9,800円	13,000円	16,200円	19,500円	26,000円	32,400円	38,900円	45,400円	64,800円
3,000 円まで	7,600円	11,400円	15,200円	18,900円	22,700円	30,300円	37,800円	45,400円	53,000円	75,600円
3,000 円を超 える場合	· ·	1,000 円までを増すごとに、「3,000 円まで」の場合の使用料に、「1,000 円まで」の場合の使用料の 20%の額を加算します。								

- ② ①によらない場合の使用料は、著作物1曲1回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとします。
- (ア) 利用時間が5分までの場合の使用料は、下表のとおりとします。

面積 標準 単端全	60 ㎡ まで	120 ㎡ まで	180 ㎡ まで	240 ㎡ まで	300 ㎡ まで	450 ㎡ まで	600 ㎡ まで	750 ㎡ まで	900 ㎡ まで	900 ㎡ を超え る場合
1,000 円まで	360円	540円	720円	900円	1,080円	1,440円	1,800円	2,160円	2,520円	3,600円
2,000円まで	440円	650円	870円	1,080円	1,300円	1,730円	2,160円	2,600円	3,030円	4,320円
3,000 円まで	510円	760円	1,010円	1,260円	1,520円	2,020円	2,520円	3,030 円	3,530円	5,040 円
3,000円を 超える場合1,000 円までを増すごと に力算する額	80円	110円	150円	180円	220円	290円	360円	440円	510円	720円

(イ) (ア)にかかわらず、レコード演奏が行われる場合、利用時間 5 分までの使用料は、下表のとおりとします。

面積標準 単述金	60 ㎡ まで	120 ㎡ まで	180 ㎡ まで	240 ㎡ まで	300 ㎡ まで	450 ㎡ まで	600 ㎡ まで	750 ㎡ まで	900 ㎡ まで	900 m ² を超え る場合
1,000 円まで	150円	230円	300円	380円	450円	600円	750円	900円	1,050円	1,500円
2,000 円まで	180円	280円	360円	460円	540円	720円	900円	1,080円	1,260円	1,800円
3,000 円まで	210円	330円	420円	540円	630円	840円	1,050円	1,260円	1,470円	2,100円
3,000円を 超える場合 1,000円まで を増すごとに 加算する額	30円	50円	60円	80円	90円	120円	150円	180円	210円	300円

(ウ) 利用時間が5分を超え10分までの場合の使用料は、利用時間が「5分まで」の 場合の金額の2倍の額とします。また、利用時間が10分を超える場合の使用料 は、10 分までを超えるごとに、利用時間が「5 分を超え 10 分まで」の場合の金額に、その同額を加算した額とします。

(11) その他の演奏の場合

第1項(1)ないし(10)以外の演奏の場合は、第1項(2)の規定の範囲内において、利用状況等を参酌して使用料を決定します。

- 2. 「著作物利用比率」とは、使用される著作物の総数に対する NexTone の管理する著作物の数との比率をいいます。
- 3. 利用者から、当該演奏における全使用著作物数および NexTone が管理する著作物の報告がされないまたは提出内容が不十分等、全体における NexTone が管理する著作物の比率が明確に算出できない場合は、当該比率については NexTone が合理的に定める率とします。

【第 16 条 (演奏会における演奏に関する利用許諾)、第 17 条 (上演形式による演奏に関する利用許諾)、第 18 条 (演奏会以外の催物における演奏に関する利用許諾)の備考】

- (1) 「定員」とは、演奏会等が開催される会場あるいは場所に設備されている座席等の総数をいい、次により算出した数の合計数とします。
 - (ア)1人掛けの椅子席については設備されている数
 - (イ) 2 人掛け以上の長椅子式の椅子席については、当該椅子席の正面巾を 0.5m で除 して得た数
 - (ウ) 椅子席以外の座席については、当該部分の面積を 1.5 m2で除して得た数
 - (エ) 立見席や野外会場等、座席が設備されていない客席については、主催者があらか じめ設定した数。これにより難い場合は、官公署等に届け出た数
- (2) 第18条 (演奏会以外の催物における演奏に関する利用許諾) (10)の規定を適用する場合において、面積とは、主としてダンスをするために設けられた場所の面積をいいます。
- (3) 「入場料」とは、演奏会等の主催者が、いずれの名義であっても、入場者から音楽の著作物の提示について受ける対価(消費税別。以下同じ。)をいいます。この対価に等級区分がある場合は、その算術平均額を入場料とします。会費制等により当該演奏会等における入場料額が特定できない場合は、年間会費を演奏会等の回数で除す等して入場料相当額を算出するものとします。
- (4) 総入場料算定基準額は、次により算出するものとします。
 - ① 入場料に定員数を乗じて得た額の80%の額とします。ただし、平成30年3月31日までの間、下表のとおりとします。

規定	期間	入場料に定員数を 乗じて得た額	総入場料算定基準額
第16条(演奏会における演奏に		800 万円まで	入場料に定員数を乗じて得た額の 80%の額
関する利用許諾) および 第17条(上演形	平成 30 年 3 月 31 日 まで	800 万円を超える場合	800 万円を超える額の 50%の額に 640 万円を加算した額
式による演奏に関する利用許諾)		3,000 万円を超える場合	3,000 万円を超える額の 20%の額 に 1,740 万円を加算した額
第18条(演奏会		400 万円まで	入場料に定員数を乗じて得た額の 80%の額
以外の催物にお ける演奏に関す る利用許諾)	平成 30 年 3 月 31 日 まで	400 万円を超える場合	400 万円を超える額の 40%の額に 320 万円を加算した額
第1項(1)		800 万円を超える場合	800 万円を超える額の 15%の額に 480 万円を加算した額

② ①にかかわらず、第16条または第18条第1項(1)の規定を適用する場合において、 演奏会等を継続して開催する利用者等で、年間の包括的利用許諾契約を締結する ときは、入場料に定員数を乗じて得た額の50%の額とします。ただし、平成30 年3月31日までの間、下表のとおりとします。

規定	期間	入場料に定員数を 乗じて得た額	総入場料算定基準額
第 16 条 (演奏会 における演奏に 関する利用許諾)		800 万円まで	入場料に定員数を乗じて得た額の 50%の額
	平成 30 年 3 月 31 日 まで	800 万円を超える場合	800 万円を超える額の 35%の額に 400 万円を加算した額
因り 公作(用)に下降)		3,000 万円を超える場合	3,000 万円を超える額の 15%の額 に 1,170 万円を加算した額
第 18 条(演奏会	平成 30 年 3 月 31 日 まで	400 万円まで	入場料に定員数を乗じて得た額の 50%の額
以外の催物における演奏に関す		400 万円を超える場合	400 万円を超える額の 25%の額に 200 万円を加算した額
る利用許諾)(1)		800 万円を超える場合	800 万円を超える額の 10%の額に 300 万円を加算した額

(5) 第18条 (演奏会以外の催物における演奏に関する利用許諾) 第1項(9)もしくは(10) の規定を適用する場合において、標準単位料金とは、客1人あたりにつき通常支払 うことを必要とされる税引き後の料金相当額(いずれの名義をもってするかを問いません。)をいい、その基準についてはそれぞれ次のとおりとし、各項目は加算するものとします。

	飲み物代金+料理代金+サービス料+ テーブルチャージまたは席料+ショーチャージ
第18条第1項(9)を適用する場合	定額料金 (飲食代金に種別がなく、1種類の定額である場合の標準単位料金は、その額とします。)
第 18 条第 1 項 (10) を適用する場合	平均入場料 (飲み物付きまたは飲食物付きを含みます。)

- (6) 第 18 条 (演奏会以外の催物における演奏に関する利用許諾) の規定を適用する場合において、同条第 1 項(1)、(9)および(10)を除く、(2)から(8)および(11)については、適法に録音された録音物による著作物の演奏(以下「レコード演奏」といいます。)が行われる場合の使用料を、当分の間、適用される規定に定める演奏の使用料の 50%の額とします。
- (7) 第18条 (演奏会以外の催物における演奏に関する利用許諾) 第1項(1)①(ア)の規定の4%は、平成30年3月31日までは3.5%と読み替えるものとします。
- (8) 第 18 条 (演奏会以外の催物における演奏に関する利用許諾) (1)①(ア)(a)の規定の 0.4%は、平成 30 年 3 月 31 日までは 0.35%と読み替えるものとします。
- (9) 同一の演奏場所における一の演奏会等において、第16条(演奏会における演奏に関する利用許諾) および第18条(演奏会以外の催物における演奏に関する利用許諾) の規定に定める各種の演奏が併演される場合の使用料は、それぞれに適用される規定により算出した使用料を合算した額の範囲内で、その利用状況等を参酌して定めるものとします。

(10) 同一の演奏場所における一の演奏会等において、第 18 条 (演奏会以外の催物における演奏に関する利用許諾)の規定を適用する場合で、かつ、生演奏、レコード演奏等が併演される場合の使用料は、(1)、(9)および(10)を除く、(2)から(8)および(11)については、適用される規定の範囲内で、その利用状況等を参酌して定めるものとします。

第 19 条 (ダンス教授所における演奏等に関する利用許諾)

- 1. ダンス教授所など客にダンスを教授することを主たる目的とし、設備を設け客にダンスをさせる営業を行う施設において、当該営業とともに著作物を演奏等する場合の利用許諾の使用料は、原則として1演奏場所または1上映場所を単位とし、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とします。
 - (1) 月額使用料は、下表の額に著作物利用比率を乗じて得た額とします。

① 社交ダンス教授所の場合

ダンス教師の数	30 分間の教授料 (消費税別。以下同じ。)	月額使用料	30 分間の教授料が 3,000 円を超える場合
	1,000 円まで	3,000 円	1,000 円までを超えるご
1 人~3 人	2,000 円まで	4,500 円	とに、「3,000円まで」の
	3,000 円まで	6,000 円	場合の使用料に、「1,000 円まで」の場合の使用料
	1,000 円まで	5,000 円	の 50%の額を加算しま
4 人~6 人	2,000 円まで	7,500 円	す。
	3,000 円まで	10,000 円	
	1,000 円まで	7,000 円	
7人~9人	2,000 円まで	10,500 円	
	3,000 円まで	14,000 円	
	1,000 円まで	10,000 円	
10 人~12 人	2,000 円まで	15,000 円	
	3,000 円まで	20,000 円	
	ダンス教師の数が3人までを	と超えるごとに、	
12 人を超える場合			
	人」の場合の使用料を加算し	/ます。	

② 社交ダンス教授所以外のダンス教室などの教授所の場合

面積	30 分間の教授料	月額使用料	30 分間の教授料が 3,000 円を超える場合
	1,000 円まで		1,000 円までを超える
60m²まで	2,000 円まで	8,000 円	ごとに、「3,000円ま
	3,000 円まで	9,000 円	で」の場合の使用料
	1,000 円まで	9,000円	に、「1,000 円まで」の 場合の使用料の 20%
120m²まで	2,000 円まで	11,000 円	の額を加算します。
	3,000 円まで	13,000 円	- 10 C 7 10 C 7 1
	1,000 円まで	12,000 円	
180m²まで	2,000 円まで	15,000 円	
	3,000 円まで	17,000 円	
	1,000 円まで	15,000 円	
240m²まで	2,000 円まで	18,000 円	
	3,000 円まで	21,000 円	
	1,000 円まで	18,000 円	
300m²まで	2,000 円まで	22,000 円	
	3,000 円まで	26,000 円	
300m²を超え900m²	150m ² までを増すごとに、「â		
300m を超え900m までの場合	の使用料に、「60m ² まで」の 算	場合の使用料を加	
900m²を超える場合	900m ² までの場合の使用料に 場合の使用料を加算します。		

- (2) (1)によらない場合の使用料は、著作物 1 曲 1 回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとします。
 - ① 利用時間が5分までの場合の使用料は、下表のとおりとします。

30 分間の 教授料 面積	5,000 円まで	10,000 円まで	15,000 円まで	20,000 円まで	20,000 円を超える場合5,000 円までを増すごとに力算する額
60 m³まで	90 円	110 円	130 円	150 円	20 円
120 m³まで	140 円	170 円	200 円	230 円	30 円
180 m゚まで	180 円	220 円	260 円	290 円	40 円
240 m゚まで	230 円	280 円	330 円	370 円	50 円
300 m゚まで	270 円	330 円	380 円	440 円	60 円
450 m゚まで	360 円	440 円	510 円	580 円	80 円
600 m ² まで	450 円	540 円	630 円	720 円	90 円
750 m゚まで	540 円	650 円	760 円	870 円	110 円
900 mまで	630 円	760 円	890 円	1,010 円	130 円
1,125 ㎡まで	720 円	870 円	1,010 円	1,160 円	150 円
1,500 m゚まで	900円	1,080 円	1,260 円	1,440 円	180 円
2,250 m゚まで	1,260 円	1,520 円	1,770 円	2,020 円	260 円
3,000 mまで	1,620 円	1,950 円	2,270 円	2,600 円	330 円
3,000 mまでを 超える場合	1,980 円	2,380 円	2,780 円	3,170 円	400 円

② ①にかかわらず、適法に録音された録音物により著作物の演奏が行われる場合、利用時間5分までの使用料は、下表のとおりとします。

30 分間の 教授料 面積	5,000円まで	10,000 円まで	15,000 円まで	20,000 円まで	20,000 円を超える 場合5,000 円までを 増すごとに加算する 額
60 m²まで	40 円	50 円	60 円	70 円	10 円
120 m³まで	60 円	80 円	90 円	100 円	20 円
180 m゚まで	80 円	100 円	120 円	130 円	20 円
240 m ² まで	90 円	120 円	140 円	150 円	20 円
300 m ² まで	110 円	140 円	160 円	180 円	30 円
450 m²まで	150 円	180 円	210 円	240 円	30 円
600 m゚まで	180 円	220 円	260 円	290 円	40 円
750 m ² まで	220 円	270 円	310 円	360 円	50 円
900 mまで	260 円	320 円	370 円	420 円	60 円
1,125 m゚まで	290 円	350 円	410 円	470 円	60 円
1,500 m²まで	360 円	440 円	510 円	580 円	80 円
2,250 m²まで	510 円	620 円	720 円	820 円	110 円
3,000 m²まで	650 円	780 円	910 円	1,040 円	130 円
3,000 m ² までを 超える場合	800 円	960 円	1,120 円	1,280 円	160 円

- ③ ①にかかわらず、ビデオグラムの上映が行われる場合、利用時間 5 分までの使用料は、①の使用料の 60%の額とします。
- ④ 1曲1回の利用時間が5分を超える場合の使用料は、5分を超えるごとに、利用時間が「5分まで」の場合の金額に、その同額を加算した額とします。
- 2. ダンス教室等における演奏等については、さらに以下の事項を定めるものとします。
 - (1) 「ダンス教師の数」とは、当該施設において対価(名目のいかんを問いません。)を 得てダンスを教授する者の総数をいいます。
 - (2) 本項(1)に該当する者で、1日の勤務時間を問わず週4日以上勤務をする者についてはその人数を1人と、週3日以内勤務をする者については0.5人とし、それぞれを合算した人数をダンス教師の数とします。なお、1人に満たない端数が出た場合は、切り上げとします。
 - (3) 「面積」とは、主としてダンスをするために設けられた場所の面積をいいます。
 - (4) 「30 分間の教授料」とは、名義を問わず、客がダンスのレッスンを受けるために支払うもの(消費税別)で、1 教程に支払う対価を 30 分の割合にした料金をいいます。 なお、この料金に等級区分がある場合は、その算術平均額とします。
- 3. 「著作物利用比率」とは、使用される著作物の総数に対する NexTone の管理する著作物の数との比率をいいます。
- 4. 利用者から、当該演奏における全使用著作物数および NexTone が管理する著作物の報告がされないまたは提出内容が不十分等、全体における NexTone が管理する著作物の比率が明確に算出できない場合は、当該比率については NexTone が合理的に定める率とします。

第 20 条 (ビデオグラムの上映に関する利用許諾)

- 1. ビデオグラムにより著作物を上映する場合の利用許諾の使用料は、第17条(上演形式による演奏に関する利用許諾)ないし第19条(ダンス教授所における演奏等に関する利用許諾)の規定に定めるほか、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とします。
 - (1) 電気通信設備を用いて行う上映
 - CCTV (閉回路テレビ) 等電気通信設備を用いて著作物を上映する場合の使用料は、次のとおりとします。
 - ① 旅館、ホテルなどの宿泊施設において著作物を利用する場合の年額使用料は、前年度における営業収入(利用料、広告料など当該設備の利用に伴う収入(消費税別)をいいます。)の1%に著作物利用比率を乗じて得た額とします。当該算定が困難な場合の使用料は、受像機1台あたり月額100円に著作物利用比率を乗じて得た額とします。
 - ② 百貨店、博覧会場など①以外の施設において著作物を利用する場合の使用料は、 受像機1台あたり月額2,000円に著作物利用比率を乗じて得た額とします。
 - (2) その他の上映
 - (1)以外の場合の上映使用料は、第 21 条 (映画上映に関する利用許諾) 第 1 項(1)の 規定に定める使用料を適用します。
- 2. ビデオグラムの上映については、さらに以下の事項を定めるものとします。
 - (1) 「ビデオグラム」とは、第6条(ビデオグラムに関する利用許諾)の規定により著作物を録音したものをいいます。
 - (2) 第1項(1)①の規定の年度区分は、4月から翌年3月までとします。
 - (3) 第1項(1)②の規定において、同一上映場所に多数の受像機があるなど特別の事情がある場合の使用料は、第1項(1)②の規定の範囲内で、その利用状況等を参酌して定めるものとします。
 - (4) 第1項(2) の規定で準用する第21条(映画上映に関する利用許諾)(1)の規定に 定める使用料の適用にあたっては、次のとおりとします。
 - ① 入場料が300円以上の場合の使用料は、150円を超えるごとに、同規定表中の「300円以上」の場合の使用料に、同表中の「300円以上」の場合の使用料と「300円未満」の場合の使用料の差額を加算して得た額とします。
 - ② 上映場所に定員数のない場合は、その定員を「500名未満」とみなします。また上映場所に入場料がない場合は、その入場料を「150円未満」とみなします。
 - (5) 第1項(2)の場合の上映で、かつ、包括的利用許諾契約を結ぶ場合の月額使用料は、 第1項(2)の規定を適用して算出した月間使用料の範囲内で、月間の上映回数、上映 の態様など利用状況等を参酌して定めるものとします。
- 3. 「著作物利用比率」とは、使用される著作物の総数に対する NexTone の管理する著作物の数との比率をいいます。
- 4. 利用者から、当該演奏における全使用著作物数および NexTone が管理する著作物の報告がされないまたは提出内容が不十分等、全体における NexTone が管理する著作

物の比率が明確に算出できない場合は、当該比率については NexTone が合理的に定める率とします。

第 21 条 (映画上映に関する利用許諾)

- 1. 映画により著作物を上映する場合の利用許諾の使用料は、次により算出した金額に、 消費税相当額を加算した額とします。
 - (1) 映画 1 本上映 1 回について、下表のとおりとします。(ただし、(2)、(3)または(4) による場合は除きます。)

定員数	類別 入場料	一般娯楽	その他
	150 円未満	400 円	120 円
500 名未満	300 円未満	600 円	180 円
	300 円以上	800 円	240 円
	150 円未満	600 円	180 円
1,000 名未満	300 円未満	800 円	240 円
	300 円以上	1,200 円	360 円
	150 円未満	800 円	240 円
1,500名未満	300 円未満	1,200 円	360 円
	300 円以上	1,600 円	480 円
	150 円未満	1,200 円	360 円
1,500名以上	300 円未満	1,600 円	480 円
	300 円以上	2,000 円	600 円

(2) 映画上映者が月間契約を締結する場合の映画の上映使用料は下表のとおりとします。ただし、上映時間が月間 150 時間未満の場合は下表の金額の 50%、月間 50 時間未満の場合は下表の金額の 25%とし、(3)により契約の締結された映画および(4) に掲げる連合会の会員たる組合の組合員の場合、(4)により契約の締結された映画の上映時間はこの上映時間に算入しないものとします。

	類別	ī	全員1名あたり <i>0</i>	の月間上映使用料	4
定員数	入場料	劇映画(ニュー ス映画、文化映 画を併映する場 合を含みます。)	ニュース映 画だけを上 映する場合	文化映画だ けを上映す る場合	ニュース映画と 文化映画とだけ を上映する場合
	150 円未満	4 円	0.4 円	1.2 円	0.8 円
500 名未満	300 円未満	6 円	0.6 円	1.8 円	1.2 円
	300 円以上	8 円	0.8 円	2.4 円	1.6 円
	150 円未満	6 円	0.6 円	1.8 円	1.2 円
1,000名未満	300 円未満	8 円	0.8 円	2.4 円	1.6 円
	300 円以上	12 円	1.2 円	3.6 円	2.4 円
	150 円未満	8円	0.8 円	2.4 円	1.6 円
1,500 名未満	300 円未満	12 円	1.2 円	3.6 円	2.4 円
	300 円以上	16 円	1.6 円	4.8 円	3.2 円
	150 円未満	12 円	1.2 円	3.6 円	2.4 円
1,500名以上	300 円未満	16 円	1.6 円	4.8 円	3.2 円
	300 円以上	20 円	2.0 円	6.0 円	4.0 円

- (3) 製作者または配給業者が映画の上映について契約を締結する場合の当該映画の上映使用料は、プリント1本につき下表のとおりとします。
 - ① 著作物を映画に利用する場合の著作物1曲の使用料

類別 利用時間	一般娯楽	その他
1 分まで	2,500 円	1,000 円
1分を超え5分まで	10,000 円	4,000 円
5 分を超え 10 分まで	15,000 円	6,000 円
10 分を超え 20 分まで	20,000 円	8,000 円
20 分を超える場合	10分までを増すごとに で」の場合の使用料に の場合の額の50%を加	「1分を超え5分まで」

② 著作物をイベント収録に利用する場合の著作物1曲の使用料

類別	イベント収録	
利用時間	演奏会	演奏会以外
1 分まで	3,500 円	2,500 円
1分を超え5分まで	14,000 円	10,000 円
5 分を超え 10 分まで	21,000 円	15,000 円
10 分を超え 20 分まで	28,000 円	20,000 円
	10分までを増すごとに	「10分を超え20分ま
20 分を超える場合	で」の場合の使用料に、	
	の場合の額の50%を加	算します。

- (4) 生活衛生関係営業の運営の適正化および振興に関する法律第53条により組織された興行場営業に係る生活衛生同業組合連合会(以下「連合会」といいます。)が、会員たる組合の組合員のための映画の上映について契約を締結する場合の当該映画の上映使用料は、プリント1本につき本項(3)の各表の範囲内において、連合会と協議のうえ定めるものとします。
- 2. 映画上映については、さらに以下の事項を定めるものとします。
 - (1) 「映画」とは、映画館その他の場所において公に映写する目的で、記録媒体にかかわらず、影像を連続して固定したものをいいます。
 - (2) 「一般娯楽」とは、主として映画興行に供する目的で製作される映画をいい、映像の種別や内容を問いません。ただし、本項第3号に定めるイベント収録は除きます。 なお、これに該当しない場合は「その他」とします。
 - (3) 「イベント収録」とは、主として映画興行に供する目的で製作される映画のうち、 コンサート、オペラ、バレエ、ミュージカル、レビューショー、演劇などの催物等 において利用される音楽著作物を、当該催物等とともに収録するものをいい、その 内容により「演奏会」と「演奏会以外」に区分します。

- (4) 「上映」とは、映画をスクリーンに映写することをいい、ラジオ放送およびテレビ ジョン放送を含みません。
- (5) 上映における広告映画および総上映時間 60 分未満の漫画映画は映画の類別中の文化映画に含むものとします。
- (6) 第1項(1)および(2)の「入場料」とは、大人の普通入場料金(消費税別。全席指定席の場合は、その最低料金とします。)をいいます。
- (7) 「著作物利用比率」とは、使用される著作物の総数に対する NexTone の管理する 著作物の数との比率をいいます。
- (8) 第1項(1)の規定の適用にあたり、入場料が300円以上の場合の使用料は、150円を超えるごとに、同規定表中の「300円以上」の場合の使用料に、定員数「500名未満」の区分においては、「150円未満」の額の50%を加算して得た額、定員数「1,000名未満」以降の区分においては、「500名未満」の区分における「150円未満」の額を、それぞれ加算して得た額とします。
- (9) 第1項(1)および(2)の規定の適用にあたり、定員数の定めがない場合は入場者実数を 定員数とし、入場料のない場合は各料金表の定員数別の最低額を上映使用料としま す。
- (10)映画の利用のうち、利用の態様に鑑み本規定により難い場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本条規定の率または額の範囲内で決定します。
- 3. 利用者から、当該上映における全使用著作物数および NexTone が管理する著作物の報告がされないまたは提出内容が不十分等、全体における NexTone が管理する著作物の比率が明確に算出できない場合は、当該比率については NexTone が合理的に定める率とします。

第 22 条 (BGM に関する利用許諾)

- 1. 有線放送等により公衆送信される著作物を受信装置を用いて公に伝達し、または適法 に録音された録音物による演奏により、著作物を背景音楽(BGM)として利用する場 合の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とします。
 - (1) 1 施設における使用料は下表の額に著作物利用比率を乗じて得た額とします。
 - ① 一般の店舗等の場合

区分	店舗等の面積	年額使用料
1	500 ㎡まで	6,000 円
2	1,000 ㎡まで	10,000 円
3	3,000 ㎡まで	20,000 円
4	6,000 ㎡まで	30,000 円
5	9,000 ㎡まで	40,000 円
6	9,000 ㎡を超える場合	50,000 円

② 宿泊施設の場合

区分	宿泊定員	年額使用料
1	100 人まで	6,000 円
2	200 人まで	10,000 円
3	300 人まで	20,000 円
4	400 人まで	30,000 円
5	500 人まで	40,000 円
6	500 人を超える場合	50,000 円

(2) 音源提供事業者が包括的に契約をする場合の使用料

本項(1)の規定にかかわらず、有線放送等を行う事業者、録音物の製作・貸出を行う事業者等、背景音楽 (BGM) の音源提供事業者が、自己の顧客であるすべての音源提供 先事業者のために、包括的利用許諾契約を結ぶ場合の使用料は、当該音源提供事業者 の前年度の営業収入 (消費税別) の 1%に著作物利用比率を乗じて得た額とします。

- 2. BGM については、さらに以下の事項を定めるものとします。
 - (1) 「営業収入」とは、聴取料、放送料などいずれの名義をもってするかを問わず、音源提供事業者が音源を提供することにより得る収入をいいます。
 - (2) 福祉、医療もしくは教育機関での利用、事務所・工場等での主として従業員のみを 対象とした利用または露店等での短時間かつ軽微な利用であって、著作権法第38 条第1項の規定の適用を受けない利用については、当分の間、使用料を免除します。
 - (3) 「著作物利用比率」とは、使用される著作物の総数に対する NexTone の管理する 著作物の数との比率をいいます。
- 3. 利用者から、当該 BGM 利用における全使用著作物数および NexTone が管理する著作物の報告がされないまたは提出内容が不十分等、全体における NexTone が管理する著作物の比率が明確に算出できない場合は、当該比率については NexTone が合理的に定める率とします。

第 23 条 (使用料規程が適用できない場合)

本規程の第1条ないし第22条の規定を適用することができない利用方法により著作物を利用する場合は、著作物の利用の目的およびその他の事情に応じて利用者と協議のうえ、その使用料の額または率を定めることができるものとします。

附則 本規程は、文化庁長官が届出を受理した日から起算して 30 日を経た日以降 (2020 年 4 月 1 日) から実施します。

以上